

次期計画における個別事業の検討

網掛け事業が新規・拡充事業。(新)が新規事業、下線が修正箇所。

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
基本方針1 市民・事業者・市の協働によるごみを出さない社会づくりを推進します。	基本方針1 ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立を目指します。	
<p>1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大</p> <p>(1) 「ちばルール」の普及・啓発の強化</p> <p>①各種広報媒体等を活用した、市民・事業者に対する積極的な「ちばルール」の普及啓発</p> <p>②「ちばルール」協定店の拡充とPR</p> <p>(2) 「ちばルール」の施策の推進</p> <p>①ごみの減量や再資源化に貢献したちばルール協定店に対する優良店表彰制度の実施</p> <p>(3) 「ちばルール」の施策の見直しと新たな取り組みの実施</p> <p>(4) 「ちばルール」の効果検証と次の展開に向けた検討</p>	<p>1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大</p> <p>(1) 「ちばルール」の普及・啓発の強化</p> <p>①各種広報媒体等を活用した、市民・事業者に対する積極的な「ちばルール」の普及啓発</p> <p>②「ちばルール」協定店の拡充と店頭回収品目の充実</p> <p>(2) 「ちばルール」の施策の推進</p> <p>①ごみ減量や再資源化に貢献した協定店に対する優良店表彰制度の実施</p> <p><u>(新) ②食べきり協力店制度による生ごみ減量・食品ロス削減の推進</u></p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p>(4) 「ちばルール」の効果検証と次の展開に向けた検討</p>	<p>1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大</p> <p>(1) 「ちばルール」の普及・啓発の強化</p> <p>②「ちばルール」協定店の拡充と店頭回収品目の充実</p> <p>→すでに協定店で段ボールや食品トレイの店頭回収を行っているが、より多く取り組んでもらえるよう資源化品目の充実を協定店に働きかけ、焼却ごみ量の削減を図る。</p> <p>(2) 「ちばルール」の施策の推進</p> <p><u>(新) ②食べきり協力店制度による生ごみ減量・食品ロス削減の推進</u></p> <p>→可燃ごみの半分近くを占める生ごみの減量を促進するため、今年度から「ちーバル」とタイアップし、市内飲食店などと連携した、食べきりキャンペーン等を実施していることに加え、今まで協定を締結していなかった、生ごみ減量・食品ロス削減に取り組む飲食店とも協定を結び、取り組みをPRすることで、さらなる減量効果を見込む。</p>
<p>2 国及び他自治体との連携</p> <p>(1) 国及び他自治体との連携や国等への働きかけ</p> <p>(2) 災害時における相互支援・広域連携の体制構築</p>	<p>2 国及び他自治体との連携</p> <p>(1) 国及び他自治体との連携や国等への働きかけ</p> <p><u>(2) 災害時における相互支援・広域連携の体制強化</u></p>	<p>2 国及び他自治体との連携</p> <p><u>(2) 災害時における相互支援・広域連携の体制強化</u></p> <p>→「20大都市災害時相互応援に関する協定」や「九都県市災害時相互応援に関する協定」をはじめとする災害時などの緊急時における相互支援・広域連携等について、平常時から意見交換を行うなど連携強化を進めていく。</p>

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
<p>基本方針1 市民・事業者・市の協働によるごみを出さない社会づくりを推進します。</p>	<p>基本方針1 ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立を目指します。</p>	<p>新規・拡充事業の内容</p>
<p>3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 (1) 3R教育・学習の推進 ①リサイクル教育図書の製作・配布 ②ごみ分別スクールによる児童への3R教育の実施 ③中・高・大学生を対象とした3R推進の実施 ④地域社会における総合的な環境学習の実施 (2) ごみ処理に関する情報の共有化 ①出前講座等によるごみ処理に関する情報提供の充実 ②ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」「リサイクルハンドブック」「家庭ごみと資源物の出し方一覧表」の発行等による、ごみ減量等に関する最新の情報の提供 ③自治会による地域住民への情報発信の支援 ④許可業者との連携による事業所への情報提供 ⑤中小規模の事業所に対する周知・啓発の推進 ⑥ごみ処理経費などの情報発信</p>	<p>3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 (1) 3R教育・学習の推進 ①リサイクル教育図書の製作・配布 ②へらそうくんルームやごみ分別スクールによる3R教育の実施 ③世代別の環境学習プログラムによる積極的な3Rの推進 ④地域社会における総合的な環境学習の実施 (2) ごみ処理に関する情報の共有化 ①出前講座等によるわかりやすい情報の提供 ②ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の発行等による、ごみ減量等に関する最新の情報の提供 ③自治会による地域住民への情報発信の支援 ④許可業者との連携による事業所への情報提供 ⑤中小規模の事業所に対する周知・啓発の推進 ⑥ごみ処理経費やリサイクル等推進基金の収入・支出の情報発信</p>	<p>3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 (1) 3R教育・学習の推進 ②へらそうくんルームやごみ分別スクールによる3R教育の実施 →ごみの減量やリサイクル意識を生活習慣として定着させるためには、幼児期から一貫した学習・教育が必要であることから、保育所(園)・幼稚園にて未就学児向け3R啓発を実施する。すでに平成25年度から実施し、効果が見込まれる事業であることから、次期計画に位置づけ、事業を継続していく。 ③世代別の環境学習プログラムによる積極的な3Rの推進 →学校教育、生涯学習等と連携し、市民が幅広い年齢層で自発的に3R教育・学習を行えるよう支援していくとともに、ごみの減量に対する理解と関心を深め、取り組みを促すような3R教育・学習を推進する必要があることから、小学生にはごみ分別スクール、中学生には雑がみ分別隊、高校生にはエコレンピの普及啓発、大学生にはごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」など、世代別に強化する内容を変えて3Rを推進し、ごみの減量やリサイクル意識の定着を図る。 (2) ごみ処理に関する情報の共有化 ①出前講座等によるわかりやすい情報の提供 →図表や費用の金額などを取り入れた市民にわかりやすい資料、説明を心掛ける。 ②ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の発行等による、ごみ減量等に関する最新の情報の提供 →「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の充実を図るほか、ごみステーションへの掲示などを活用して情報発信する。 ⑥ごみ処理経費やリサイクル等推進基金の収入・支出の情報発信 →市民・事業者・市がごみ処理に関する情報の共有化を図るため、ごみ減量事業等の実施に活用するリサイクル等推進基金の収入・支出の状況を市政だよりやホームページに掲載するなど積極的に情報提供を行う。</p>
<p>4 生ごみ、剪定枝の排出抑制の推進 (1) 生ごみの減量・再資源化の推進 ①家庭でできる減量化の取り組みに関する情報提供・啓発 ②生ごみ減量処理機・肥料化容器の購入費用に対する補助金制度の継続 ③生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣の充実 (2) 剪定枝の減量・再資源化の推進 ①剪定枝チップ機の貸し出し (3) 剪定枝等の“小さな”循環システムの構築 ①地域で取り組む剪定枝等の資源化推進</p>	<p>4 生ごみ、剪定枝の排出抑制の推進 (1) 生ごみの減量・再資源化の強化 ①家庭でできる水切りや手付かず食品などの削減に関する普及啓発 ②生ごみ減量処理機・肥料化容器の購入費用に対する補助金制度の拡充 ③生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣の充実 (新)④生ごみ減量・再資源化講習会の実施 (新)⑤生ごみ処理物の有効活用方法の検討 (2) 剪定枝の減量・再資源化の推進 ①剪定枝チップ機の貸し出し (3) 削除</p>	<p>4 生ごみ、剪定枝の排出抑制の推進 (1) 生ごみの減量・再資源化の強化 ①家庭でできる水切りや手付かず食品などの削減に関する普及啓発 →生ごみは可燃ごみの半分近くを占めていることから、生ごみ減量に関する啓発を強化し、食品ロス削減の啓発と絡めて、平成29年度からの5年間で毎年200トンずつ段階的に拡大し、年間約1,000トンの減量・再資源化を図る。 ②生ごみ減量処理機・肥料化容器の購入費用に対する補助金制度の拡充 →生ごみ減量処理機等の普及を促進するため、補助率や補助額を拡充し、さらなる生ごみの減量・再資源化を推進する。 (新)④生ごみ減量・再資源化講習会の実施 (新)⑤生ごみ処理物の有効活用方法の検討 →④及び⑤として、関係団体や地域と連携し、生ごみ減量・再資源化に特化した講習会の実施や家庭用生ごみ減量処理機等の生ごみ処理物の堆肥化の検討を進め、生ごみの減量を段階的に拡大していく。</p>

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
基本方針1 市民・事業者・市の協働によるごみを出さない社会づくりを推進します。	基本方針1 ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立を目指します。	新規・拡充事業の内容
<p>5 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進</p> <p>(1) 発生抑制（リデュース）の促進 国及び他自治体との連携や国等への働きかけ {再掲2}</p> <p>(2) 再使用（リユース）の促進</p> <p>①ホームページにおけるフリーマーケットの開催情報等の提供</p> <p>②区役所等の市関連施設における不用品交換情報の提供</p> <p>③リユースカップの普及・促進</p> <p>④マイボトルの普及・促進</p> <p>⑤イベント等でのリユース食器の使用を促進するための各種情報の提供</p>	<p>5 再使用（リユース）の促進</p> <p><u>(1) 削除</u></p> <p>(2) 再使用（リユース）の促進</p> <p>①ホームページにおけるフリーマーケットの開催情報等の提供</p> <p>②<u>区役所における不用品交換情報の提供</u></p> <p>③リユースカップの普及・促進</p> <p>④<u>マイバッグ・マイボトル等の普及・促進</u></p> <p>⑤<u>削除</u></p>	<p>5 再使用（リユース）の促進</p> <p>(2) 再使用（リユース）の促進</p> <p>②<u>区役所における不用品交換情報の提供</u> →現在の実施場所が区役所のみのため、現況に合わせ文言を修正する。</p> <p>④<u>マイバッグ・マイボトル等の普及・促進</u> →ごみを削減するためには、ものの使い捨てをやめて繰り返し使う再使用（リユース）を進めることが重要であることから、マイボトルに留まらず、マイバッグ、マイ箸等の普及促進を図り、ごみの減量を推進する。</p>
<p>6 料金の見直しによるごみの排出抑制</p> <p>(1) 家庭ごみの有料化</p> <p>①実施に係る周知・啓発</p> <p>②<u>実施後のごみ排出抑制効果の検証</u></p> <p>③ごみ処理費用・手数料収入の用途などの情報提供</p> <p>(2) 処理施設への搬入手数料の見直し</p>	<p>6 料金の見直しによるごみの排出抑制</p> <p>(1) 家庭ごみの有料化</p> <p>①<u>削除</u></p> <p>②<u>ごみ排出抑制効果の検証</u></p> <p>③ごみ処理経費やリサイクル等推進基金の収入・支出の情報発信 {再掲3}</p> <p>(2) 処理施設への搬入手数料の見直し</p>	<p>6 料金の見直しによるごみの排出抑制</p> <p>(1) 家庭ごみの有料化</p> <p>②<u>ごみ排出抑制効果の検証</u> →家庭ごみの有料化実施後は、焼却ごみ量の推移などごみの排出抑制効果について検証を行うこと、また、次期計画策定時においては家庭ごみの有料化実施から3年が経過することから、文言を修正する。</p>
<p>7 ごみ出し支援サービスの実施</p> <p>(1) 高齢者・障害者世帯を対象としたごみ・資源物の戸別収集の実施</p> <p>※高齢者・障害者への安否確認を行う仕組みを含め検討</p>	<p>『19 ごみ出し支援サービスの実施』として、基本方針3に掲載</p> <p>(1) 高齢者・障害者世帯を対象とした<u>ごみ出し支援サービスの実施</u></p>	

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
基本方針1 市民・事業者・市の協働によるごみを出さない社会づくりを推進します。	基本方針1 ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立を目指します。	新規・拡充事業の内容
<p>8 環境美化の推進・不法投棄の防止</p> <p>(1) 環境美化に取り組む市民への積極的な支援</p> <p>①清掃ボランティア団体へのごみ袋配付や清掃用具の貸与・支給、表彰の実施</p> <p>②美しい街づくりの日、路上喫煙等ポイ捨て防止に関する街頭キャンペーンの実施</p> <p>③ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施</p> <p>(2) 不法投棄の防止</p> <p>①ごみステーション、不法投棄多発場所のパトロールと早期撤去指導</p> <p>②不法投防止強化月間を中心とした、不法投棄未然防止に向けたPRの実施</p> <p>③廃棄物適正化推進員への講習会の拡充</p> <p>④有料化導入に伴う不法投防止対策の実施</p>	<p>7 きれいなまちづくりの推進</p> <p>(1) <u>環境美化の推進</u></p> <p>①美しい街づくりの日に関する街頭キャンペーンの実施</p> <p>②路上喫煙等ポイ捨て防止に関する街頭キャンペーンの実施</p> <p>③ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施</p> <p>(2) <u>清掃ボランティア団体への支援</u></p> <p>①清掃ボランティア団体へのごみ袋配付や清掃用具の貸与・支給</p> <p>8 不法投棄の防止</p> <p>(1) 不法投棄の防止</p> <p>①ごみステーション、不法投棄多発場所のパトロールの強化と早期撤去指導の実施</p> <p>②不法投棄防止強化月間を中心に未然防止のPR</p> <p>③廃棄物適正化推進員への講習会の実施</p> <p>④削除</p> <p><u>(新) ⑤町内自治会等に対する監視カメラ等の貸与</u></p>	<p>7 きれいなまちづくりの推進</p> <p>→・個別事業名を市民によりわかりやすい文言に修正する。</p> <p>・「(1) 環境美化の推進」とし、キャンペーン等の推進事業を実施する。</p> <p>・「(2) 清掃ボランティア団体への支援」とし、ボランティア団体へのごみ袋配付や清掃用具の貸与など、清掃活動に対する積極的な支援を実施する。</p> <p>8 不法投棄の防止</p> <p>(1) 不法投棄の防止</p> <p>①ごみステーション、不法投棄多発場所のパトロールの強化と早期撤去指導の実施</p> <p>→家庭ごみ手数料徴収制度の併用施策として現在実施している「委託による深夜時間帯の不法投棄防止巡回パトロール・定点監視等の実施」を今後も継続して行うとともに巡回パトロールの実施箇所を増やすなど不法投棄対策を強化する。</p> <p><u>(新) ⑤町内自治会等に対する監視カメラ等の貸与</u></p> <p>→家庭ごみ手数料徴収制度の併用施策として現在実施している、不法投棄被害が著しいごみステーションの管理者に対する監視カメラ、ダミーカメラ、センサーライトの貸与を継続して実施し、不法投棄の未然防止を図る。</p>
<p>9 C-EMSによる市庁舎等における率先した3Rの推進</p> <p>(1) 市庁舎等における率先した3Rの推進</p> <p>①対象施設における廃棄物排出削減等の継続実施</p> <p>②目標達成状況、監査結果等のホームページ等での公表</p> <p>③事業系プラスチックごみの分別の推進</p> <p>④許可業者との連携による事業所への情報提供 {再掲3}</p> <p>(2) 取り組みに関する市民・事業者との相互的な情報交換の実施</p>	<p>9 C-EMSによる市庁舎等における率先した3Rの推進</p> <p>(1) 市庁舎等における率先した3Rの推進</p> <p>①対象施設における廃棄物排出削減等の継続実施</p> <p>②目標達成状況、監査結果等のホームページ等での公表</p> <p>③ごみの分別ルールの周知</p> <p>④許可業者との連携による事業所への情報提供 {再掲3}</p> <p><u>(新) ⑤指定管理者へのC-EMS適用の拡大</u></p> <p><u>(2) 削除 (上記②・④と統合)</u></p>	<p>9 C-EMSによる市庁舎等における率先した3Rの推進</p> <p>(1) 市庁舎等における率先した3Rの推進</p> <p>③ごみの分別ルールの周知</p> <p>→対象をプラスチックごみに限定せず、広く分別ルールの周知徹底を図るため、文言を修正する。</p> <p><u>(新) ⑤指定管理者へのC-EMS適用の拡大</u></p> <p>→市は、平成13年6月に環境マネジメントの国際規格であるISO14001の認証を取得、平成22年4月から、市独自の環境マネジメントシステムである「C-EMS (チームス)」に移行し、省資源・省エネルギー、グリーン購入、廃棄物排出削減等のエコオフィス活動を積極的に推進している。今後も、率先した3Rの推進に努めるとともに、全庁だけでなく指定管理者にもC-EMS適用を拡大する。</p>

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
<p>基本方針2 分別の徹底・推進・拡充による高度な資源化への挑戦により、焼却ごみの継続的な削減を目指します。</p>	<p>基本方針2 費用対効果を踏まえた実効性のある施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します。</p>	<p>新規・拡充事業の内容</p>
<p>10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援 (1) 協働によるごみ減量・再資源化に関する取り組みの推進 ①リユースカップ等の普及促進 {再掲5} ②家庭ごみの有料化導入等によるごみ減量推進への取り組みの検討 ③NPOなどの関係団体との連携・活動支援 ④家庭や事業所でできるごみ減量や分別の実践のためのきめ細かな情報提供 ⑤許可業者との連携による事業所への情報提供 {再掲3} ⑥中小規模の事業所に対する周知・啓発の推進 {再掲3} (2) 地域活動を推進する廃棄物適正化推進員への支援 ①研修の充実 ②ごみ減量・再資源化に関する情報提供の充実</p>	<p>(10・11を統合) 10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援 (1) 協働によるごみ減量・再資源化に関する取り組みの推進 ①削除 (「個別事業5(2)再使用(リユース)の促進」に統合) ②削除 ③市民と事業者との連携による資源物の回収拠点の充実 ④地域においてごみ減量・再資源化を推進する人材の育成 ⑤許可業者との連携による事業所への情報提供 {再掲3} ⑥中小規模の事業所に対する周知・啓発の推進 {再掲3} (新) ⑦事業者との協働による再資源化の推進 (2) 地域活動を推進する廃棄物適正化推進員への支援 ①研修の充実 ②ごみ減量・再資源化に関する情報提供の充実 (3) 地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進 ①削除 (上記(1)④と統合) ②業界団体や商工会等の組織団体に対する講習会・情報提供・意見交換の実施 ③削除 (上記(1)(新)⑦と統合) ④NPOなどの関係団体との連携・活動支援 ⑤自治会や廃棄物適正化推進員同士で意見や情報交換ができる仕組みづくり ⑥削除 (上記⑤と統合)</p>	<p>10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援 →次の「11 地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進」との関連が深く、区分がわかりづらいことから、この2つを統合し、わかりやすい事業内容に整理する。 (1) 協働によるごみ減量・再資源化に関する取り組みの推進 ③市民と事業者との連携による資源物の回収拠点の充実 →焼却ごみを継続的に削減していくためには、市民・事業者・市が一体となった取り組みによってはじめて実現できることから、地域における廃食用油等の回収拠点の充実を図り、再資源化を促す。 ④地域においてごみ減量・再資源化を推進する人材の育成 →地域の課題に応じた出前講座等を行い、地域の課題解消に向けて実行できる、廃棄物適正化推進員や生ごみ資源化アドバイザーなどのキーマンを育成し、地域主体で取り組んでいただくことで、ごみ減量事業の効率化を図る。 (新) ⑦事業者との協働による再資源化の推進 →事業者に対し古紙保管庫設置費の助成を行うもので、その他の啓発等と合わせて事業系古紙の減量・資源化量を平成29年度から5年間で毎年100トンずつ、段階的に拡大し、年間約500トンの減量・再資源化を図る。</p>
<p>11 地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進 (1) 地域コミュニティ・事業者間ネットワークの取り組み ①地域コミュニティにおける人材育成 ②業界団体や商工会等の組織団体に対する講習会・情報提供・意見交換の実施 ③中小規模事業者の共同による排出・資源化事業の推進 ④NPOなどの関係団体との連携・活動支援 {再掲10} ⑤自治会同士で意見や情報交換ができる仕組みづくり ⑥ごみの適正排出に向けた、廃棄物適正化推進員を中心とした自治会等による取り組み推進</p>		

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
<p>基本方針2 分別の徹底・推進・拡充による高度な資源化への挑戦により、焼却ごみの継続的な削減を目指します。</p>	<p>基本方針2 費用対効果を踏まえた実効性のある施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します。</p>	<p>新規・拡充事業の内容</p>
<p>1.2 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底 (1) ごみステーション排出指導の強化 ①町内自治会や廃棄物適正化推進員等の協力による排出指導の強化 ②外国語表記の看板設置など、多くの市民に伝わる排出指導の実施 ③廃棄物適正化推進員への講習会の拡充 {再掲8} ④ごみ分別・排出指導制度に基づく指導等の強化 ⑤単身世帯など無関心層への情報提供の強化と新たな手法の検討・実施 (2) ごみステーション管理の支援 ①ステーション管理に必要な用具等の貸与の実施 ②ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施 {再掲8} ③資源物持ち去り対策の強化 (3) 市民参加によるわかりやすい「家庭ごみと資源物の出し方一覧表」の作成</p>	<p>1.1 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底 (1) ごみステーション排出指導の強化 ①町内自治会や廃棄物適正化推進員等の協力による排出指導の強化 ②外国語表記の看板設置、<u>外国語版ガイドブックの配布など、多くの市民に伝わる排出指導の実施</u> ③廃棄物適正化推進員への講習会の実施 {再掲8} ④ごみ分別・排出指導制度に基づく指導等の強化 ⑤単身世帯など無関心層への情報提供の強化と新たな手法の検討・実施 (2) ごみステーション管理の支援 ①ステーション管理に必要な用具等の貸与の実施 ②ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施 {再掲8} ③資源物持ち去り対策の強化 (3) 市民参加によるわかりやすい「<u>家庭ごみの減量と出し方ガイドブック</u>」の作成</p>	<p>1.1 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底 (1) ごみステーション排出指導の強化 ②外国語表記の看板設置、<u>外国語版ガイドブックの配布など、多くの市民に伝わる排出指導の実施</u> →外国人に対するごみ排出ルールの指導の一環として、「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の発行に伴い、外国語版の作成・配布を行う。 (3) 市民参加によるわかりやすい「<u>家庭ごみの減量と出し方ガイドブック</u>」の作成 →「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の充実を図るほか、ごみステーションへの掲示などを活用して情報発信する。</p>
<p>1.3 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進 (1) 集団回収団体等に対する支援等 ①資源回収奨励補助金による活動の促進 ②資源回収に必要な用具の貸与 ③表彰制度の活用 (2) 集団回収のPR及び実施情報の提供 (3) 市民が分別排出しやすいシステム作り ①古紙類分別に関する情報提供の充実 ②古紙の出し方の容易化に向けた検討 ③資源物等の店頭回収・拠点回収場所の設置検討 ④家庭ごみ有料化による分別排出の促進</p>	<p>1.2 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進 (1) 集団回収団体等に対する支援等 ①資源回収奨励補助金による活動の促進 ②資源回収に必要な用具の貸与 ③表彰制度の活用 (2) 集団回収量の増加に向けた取り組みの検討・実施 ①PR及び実施情報の提供 (新) ②<u>集団回収における未参加団体へのアプローチの検討・実施</u> (3) 市民が分別排出しやすいシステム作り ①古紙類分別に関する情報提供の充実 ②古紙の出し方の容易化に向けた検討 ③<u>民間事業者との連携による持込回収の実施</u> ④削除 (新) ⑤<u>環境事業所における多様な拠点回収「リサイクルステーション」の検討・実施</u></p>	<p>1.2 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進 (2) 集団回収量の増加に向けた取り組みの検討・実施 (新) ②<u>集団回収における未参加団体へのアプローチの検討・実施</u> →資源化できる紙類は、可燃ごみの約1割を占めていることから、集団回収への参加による市民意識の向上を図るため、未参加団体に対する説明会の開催のほか、効果的な手法の検討・実施を行い、再資源化の推進を図る。 (3) 市民が分別排出しやすいシステム作り ③<u>民間事業者との連携による持込回収の実施</u> →さらなるごみの減量・再資源化を推進するため、定期的に民間事業者と連携した持込回収を実施し、排出機会を提供するとともに市民の利便性の向上を図る。 (新) ⑤<u>環境事業所における多様な拠点回収「リサイクルステーション」の検討・実施</u> →市内に3か所ある環境事業所を、地域の身近な回収拠点「リサイクルステーション」として位置づけ、現在実施している古紙・使用済小型家電・廃食油のほか、回収品目の拡大等を検討・実施する。</p>
<p>1.4 プラスチック製容器包装の再資源化の推進 (1) その他プラスチックの再資源化の推進</p>	<p>削除 (国の法改正による市町村の大幅な費用負担の軽減等のしくみがなければ、費用対効果の面で大きな問題があるため。)</p>	<p>(ただし、国の法改正により、市町村の大幅な費用負担の軽減等があった場合を想定し、引き続き検討を行うことについて、個別事業1.5「さらなる資源化品目の検討・推進施策」の中に位置づける。)</p>

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
<p>基本方針2 分別の徹底・推進・拡充による高度な資源化への挑戦により、焼却ごみの継続的な削減を目指します。</p>	<p>基本方針2 費用対効果を踏まえた実効性のある施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します。</p>	<p>新規・拡充事業の内容</p>
<p>1.5 剪定枝等の再資源化の推進 (1) 剪定枝等の“小さな”循環システムの構築 {再掲4} (2) 剪定枝等の“大きな”循環システムの構築</p>	<p>1.3 剪定枝等の再資源化の推進 (1) 削除 (2) 削除 (新) (1) 家庭系剪定枝等の再資源化事業の推進 (新) (2) 事業系剪定枝等の再資源化の推進</p>	<p>1.3 剪定枝等の再資源化の推進 (新) (1) 家庭系剪定枝等の再資源化事業の推進 →家庭から発生する剪定枝等の循環システムを推進し再資源化を図ることで、年間約5,500トンの焼却ごみ削減を見込む。 (新) (2) 事業系剪定枝等の再資源化の推進 →事業系剪定枝等について、民間再資源化施設への搬入を誘導することで、年間約2,000トンの焼却ごみ削減を見込む。</p>
<p>1.6 生ごみの再資源化の推進 (1) 家庭系生ごみの段階的な拡充 (2) 事業系生ごみの再資源化の促進 ①食品関連事業者に対する登録再生事業者への生ごみ排出の誘導による、再資源化の促進 ②先進的な取組事例・方法等の情報提供</p>	<p>1.4 生ごみの再資源化の推進 (1) 家庭系生ごみの減量・再資源化の強化 ①生ごみ減量処理機・肥料化容器の購入費用に対する補助金制度の拡充 {再掲4} ②資源化アドバイザーの養成・派遣の充実 {再掲4} (新) ③生ごみ減量・再資源化講習会の実施 {再掲4} (2) 事業系生ごみの再資源化の促進 ①食品関連事業者に対する登録再生事業者への生ごみ排出の誘導による、再資源化の促進 ②先進的な取組事例・方法等の情報提供 (新) ③事業系生ごみを登録再生事業者へ排出する事業者に対する啓発・支援 (新) ④民間再資源化処理施設への学校給食等の食品残渣の再資源化の促進</p>	<p>1.4 生ごみの再資源化の推進 (2) 事業系生ごみの再資源化の促進 (新) ③事業系生ごみを登録再生事業者へ排出する事業者に対する啓発・支援 →さらなる事業系生ごみの再資源化の促進を目指すため、事業系生ごみを民間再資源化処理施設で処理する事業者に対する啓発や支援を行い、再資源化へ誘導する。この事業をはじめ、事業系生ごみの再資源化による減量・資源化量として年間約2,000トンを見込む。 (新) ④民間再資源化処理施設への学校給食等の食品残渣の再資源化の促進 →さらなる事業系生ごみの再資源化の促進を目指すため、学校や保育所などの給食残渣を民間再資源化処理施設で処理することにより、焼却ごみの減量・資源化量の増加として年間約800トンを見込む。</p>
<p>1.7 さらなる資源化品目の検討・推進施策 (1) 製品プラスチックの分別収集の検討 (2) 民間事業者との連携による小型家電の分別収集の検討</p>	<p>1.5 さらなる資源化品目の検討・推進施策 (1) 単一素材プラスチックの拠点回収等の検討 (2) 民間事業者との連携による持込回収の実施 {再掲1.2} (新) (3) その他プラスチック製容器包装の再資源化の検討</p>	<p>1.5 さらなる資源化品目の検討・推進施策 (1) 単一素材プラスチックの拠点回収等の検討 →リサイクルに適したプラスチックという意味で文言を修正する。 (新) (3) その他プラスチック製容器包装の再資源化の検討 →費用対効果等の理由から実施は見合わせるが、国が法改正を行う場合を見据え、引き続き情報収集と検討を行う。</p>

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
<p>基本方針2 分別の徹底・推進・拡充による高度な資源化への挑戦により、焼却ごみの継続的な削減を目指します。</p>	<p>基本方針2 費用対効果を踏まえた実効性のある施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します。</p>	<p>新規・拡充事業の内容</p>
<p>18 事業所ごみの排出管理・指導の徹底 (1) 事業所ごみの減量・再資源化対策の強化 ①事業用大規模建築物所有者に義務付けている減量計画書の見直し、それに対する指導・立入調査の強化、排出抑制・分別徹底指導 ②事業所ごみ通信「リサイクルちば」への掲載や廃棄物講演会等による事業者の優れた取り組みのPR ③許可業者を通じた事業所への情報提供の推進 {再掲3} ④減量達成事業者に対する表彰制度の活用 (2) 事業所ごみの不適正排出対策の強化 ①未契約事業者の調査・把握及び適正排出の指導 ②未契約事業者の多い業種を中心としたPR・指導の強化 ③ごみ分別・排出指導制度に基づく指導等の実施 ④事業所からごみステーションの不適正排出が多い地域に対する、家庭ごみ戸別収集によるさらなる防止策の推進</p>	<p>16 事業所ごみの排出管理・指導の徹底 (1) 事業所ごみの減量・再資源化対策の強化 ①事業用大規模建築物所有者に義務付けている減量計画書の見直し、それに対する指導・立入調査の強化、排出抑制・分別徹底指導 ②事業所ごみ通信「リサイクルちば」への掲載や廃棄物講演会等による事業者の優れた取り組みのPR ③許可業者を通じた事業所への情報提供の推進 {再掲3} ④ごみ減量・再資源化優良事業者に対する表彰制度の活用 (新) ⑤商業施設等のテナントに対する分別排出の推進 (2) 事業所ごみの不適正排出対策の強化 ①未契約事業者に対する適正排出指導の強化 ②削除（上記①と統合） ③ごみ分別・排出指導制度に基づく指導等の実施 ④事業所からごみステーションの不適正排出が多い地域に対する、防止策の推進</p>	<p>16 事業所ごみの排出管理・指導の徹底 (1) 事業所ごみの減量・再資源化対策の強化 ④ごみ減量・再資源化優良事業者に対する表彰制度の活用 →事業名称の変更により文言を修正する。 (新) ⑤商業施設等のテナントに対する分別排出の推進 →排出量の多い古紙類などを中心に事業所や商業施設における分別を促進するため、テナントビルを対象に訪問説明会を実施し、さらなる事業所ごみの減量・分別排出の推進を図る。その他の啓発等と合わせて事業系古紙の減量・資源化量を平成29年度から5年間で毎年100トンずつ、段階的に拡大し、年間約500トンの減量・再資源化を図る。 (2) 事業所ごみの不適正排出対策の強化 ④事業所からごみステーションの不適正排出が多い地域に対する、防止策の推進 →家庭ごみの戸別収集に限定せず、広く防止策の検討を行うため、文言を修正する。</p>
<p>19 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施 (1) 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の継続実施 ①検査の実施状況等を継続的に検討 ②不適正搬入者への指導の実施</p>	<p>17 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施 (1) 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の継続実施 ①検査の実施状況等を継続的に検討 ②不適正搬入者への指導の実施</p>	

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
基本方針3 低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れたシステムの構築を目指します。	基本方針3 低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と強靱で安定・継続性に優れたごみ処理システムの構築を目指します。	新規・拡充事業の内容
<p>20 収集運搬体制の合理化</p> <p>(1) 環境にやさしい収集車の導入</p> <p>①低公害車の導入</p> <p>②収集車用のバイオマス燃料の利用の調査・検討</p> <p>(2) 収集体制の整備・見直し</p> <p>①収集頻度、収集区域、収集車両の種類及び車両数等の見直し</p> <p>②ごみステーション管理システムの維持・管理</p> <p>③粗大ごみ収集の委託化</p> <p>④収集運搬業務委託における競争入札の検討・実施</p>	<p>18 収集運搬体制の合理化</p> <p>(1) 環境にやさしい収集車の導入</p> <p>①低公害車の導入</p> <p>②低炭素社会に向けた収集車におけるバイオマス燃料の利用の導入</p> <p>(2) 収集体制の整備・見直し</p> <p>①収集頻度、収集区域、収集車両の種類及び車両数等の見直し</p> <p>②ごみステーション管理システムの維持・管理</p> <p>③削除</p> <p>④収集運搬業務委託の効率化に向けた検討</p>	<p>18 収集運搬体制の合理化</p> <p>(1) 環境にやさしい収集車の導入</p> <p>②低炭素社会に向けた収集車におけるバイオマス燃料の利用の導入</p> <p>→「調査・検討」を「導入」に修正する。廃食油の回収リサイクルとの連携により、環境事業所の収集車のバイオマス燃料として利用する。</p> <p>(2) 収集体制の整備・見直し</p> <p>④収集運搬業務委託の効率化に向けた検討</p> <p>→適正な収集運搬体制の構築を図るため、車両配置の見直し等について検討する。</p>
<p>(7 ごみ出し支援サービスの実施) {再掲}</p> <p>(1) 高齢者・障害者世帯を対象としたごみ・資源物の戸別収集の実施</p> <p>※高齢者・障害者への安否確認を行う仕組みを含め検討</p>	<p>19 ごみ出し支援サービスの実施</p> <p>(現行計画では基本方針3には再掲)</p> <p>(1) 高齢者・障害者世帯を対象としたごみ出し支援サービスの実施</p>	<p>19 ごみ出し支援サービスの実施</p> <p>※基本方針1から3へ事業の位置づけを見直し</p> <p>(1) 高齢者・障害者世帯を対象としたごみ出し支援サービスの実施</p> <p>→現行計画では、「高齢者・障害者世帯を対象としたごみ・資源物の戸別収集の実施」としているが、家庭ごみ手数料徴収制度の併用施策として、高齢者などのごみ出しを町内自治体などの団体が支援する「ごみ出し支援サービス」を実施していることから、取り組みに合わせ文言を修正する。</p>
<p>21 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築 (エコーを含む)</p> <p>(1) 事業系ごみの民間処理の促進</p> <p>①事業系ごみの民間処理に向けた事業化の促進</p> <p>②市内の廃棄物処理施設の活用の促進</p> <p>(2) 民間施設の活用を含めた処理・資源化システムの検討</p> <p>①民間施設の活用を含めたその他プラスチック、剪定枝の資源化</p> <p>②民間施設の活用を含めた新規品目の資源化の検討</p> <p>③民間施設の活用を含めた安定的な処理システムの構築</p> <p>④災害時における民間施設との支援体制の構築</p>	<p>20 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築</p> <p>(1) 事業系ごみの民間処理の促進</p> <p>①民間施設を活用した事業系ごみ処理の促進</p> <p>②市内の廃棄物処理施設の活用の促進</p> <p>(2) 民間施設の活用を含めた処理・資源化システムの検討</p> <p>①民間施設の活用を含めた剪定枝、<u>その他品目</u>の資源化</p> <p>②削除 (上記①と統合)</p> <p>③民間施設の活用を含めた安定的な処理システムの構築</p> <p>④災害時における民間施設との支援体制の強化</p> <p>(新) ⑤事業系生ごみを登録再生事業者へ排出する事業者に対する支援 {再掲14}</p> <p>(新) ⑥民間再資源化処理施設への学校給食等の食品残渣の再資源化の促進 {再掲14}</p>	<p>20 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築</p> <p>(1) 事業系ごみの民間処理の促進</p> <p>①民間施設を活用した事業系ごみ処理の促進</p> <p>→わかりやすく明確な表現に文言を修正する。</p> <p>(2) 民間施設の活用を含めた処理・資源化システムの検討</p> <p>④災害時における民間施設との支援体制の強化</p> <p>→災害時などの緊急時の体制等について、民間施設と平常時から意見交換を行うなど連携強化を進めていく。</p>
<p>22 焼却残渣の再生利用の推進</p> <p>(1) 焼却残渣の再生利用</p> <p>①焼却残渣の熔融スラグ化、エコセメント化による再利用</p> <p>②熔融スラグの利用促進</p>	<p>21 焼却残渣の再生利用の推進</p> <p>(1) 焼却残渣の再生利用</p> <p>①焼却残渣の熔融スラグ化による再利用</p> <p>②熔融スラグの利用促進</p> <p>③熔融スラグの利用先拡大</p>	<p>21 焼却残渣の再生利用の推進</p> <p>(1) 焼却残渣の再生利用</p> <p>①焼却残渣の熔融スラグ化による再利用</p> <p>→東日本大震災の影響による民間エコセメント施設の稼働停止により、今後エコセメント化を進める見込みが無いことから、文言を修正する。</p> <p>③熔融スラグの利用先拡大</p> <p>→スラグ活用について、他都市や民間施設からの情報収集などを行うことにより、利用先の拡大を図る。</p>

現行計画（24年3月策定）	次期計画案（29年3月策定）	
基本方針3 低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れたシステムの構築を目指します。	基本方針3 低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と強靱で安定・継続性に優れたごみ処理システムの構築を目指します。	新規・拡充事業の内容
23 焼却処理施設の長期的な運用計画の推進 (1) 焼却処理施設の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討	22 焼却処理施設の長期的な運用計画の推進 (1) 焼却処理施設の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討	
24 最終処分場の適正管理 (1) 最終処分場の適正な維持管理 ①埋立物の飛散防止に係る適切な処分及び浸出水の適正処理の実施 ②観測井、民家井の水質調査の実施 ③最終処分場の残余容量の把握 (2) 最終処分場の維持管理における民間活用の実施	23 最終処分場の適正管理 (1) 最終処分場の適正な維持管理 ①埋立物の飛散防止に係る適切な処分及び浸出水の適正処理の実施 ②観測井、民家井の水質調査の実施 ③最終処分場の残余容量の把握 (2) 最終処分場の維持管理における民間活用の <u>継続・長期的な運用計画の検討</u>	23 最終処分場の適正管理 (2) 最終処分場の維持管理における民間活用の <u>継続・長期的な運用計画の検討</u> →現行計画においては「民間活用の“実施”」として平成25年度より長期委託を導入したが、今後はこれを継続し、現長期契約の更新等も含めた長期的な計画を検討する。
25 安定的な処理体制を目指したごみ処理施設の配置・整備計画の推進 (1) 北谷津清掃工場の廃止 (2) 北清掃工場代替施設の整備内容の検討 (3) 資源化品目の拡大等、収集体制の変更に併せた新浜リサイクルセンターの高機能化に向けた更新の検討 (4) 最終処分場の再生・延命化に向けた検討	(25を24・25・26に分割) →次期計画では長期的・総合的な視点で、焼却施設・リサイクル施設・最終処分場の整備について位置づける必要があることから、3つの個別事業に分け、わかりやすい事業内容に整理する。 24 安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備 (1) <u>新清掃工場の建設</u> (新) ①災害に強く、安全で安定稼働できる清掃工場の建設 (新) ②環境意識の高い低炭素・循環型社会に適応した清掃工場の建設 (2) <u>新港清掃工場のリニューアルの計画及び更新</u> (3) エネルギー利用の強化に向けたごみ処理技術の検討 25 安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備 (1) <u>新浜リサイクルセンターの延命化</u> (2) <u>高機能化を踏まえた次期リサイクル施設の計画及び建設</u> 26 安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備 (1) <u>新内陸最終処分場の延命化</u> (2) <u>次期最終処分場の計画及び建設</u> (3) <u>塵芥汚水処理場の更新</u>	24 安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備 (1) <u>新清掃工場の建設</u> (新) ①災害に強く、安全で安定稼働できる清掃工場の建設 (新) ②環境意識の高い低炭素・循環型社会に適応した清掃工場の建設 →①及び②については、「一般廃棄物処理施設整備計画」で示されている、新清掃工場のコンセプトを準用する。 (2) <u>新港清掃工場のリニューアルの計画及び更新</u> →「一般廃棄物処理施設整備計画」により、施設の長期的な整備方針が具体化されたため、その内容に準じて文言等を修正する。 25 安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備 →(1)及び(2)については、「一般廃棄物処理施設整備計画」により、施設の長期的な整備方針が具体化されたため、その内容を準用する。 26 安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備 →(1)～(3)については、「一般廃棄物処理施設整備計画」により、施設の長期的な整備方針が具体化されたため、その内容を準用する。
26 新たな資源化システムの検討 (1) 安定的な処理を実現するための民間施設を含めた総合的なごみ処理システムの検討 (2) エネルギー利用の強化に向けたごみ処理システムの検討 (3) 資源化品目の拡大等、収集体制の変更に併せた新浜リサイクルセンターの高機能化に向けた更新の検討{再掲25} (4) 民間施設の活用を含めた処理・資源化システムの検討{再掲21}	削除((1)～(4)の具体事業の掲載場所の変更) (1) <u>削除(個別事業22へ)</u> (2) <u>削除(個別事業24へ)</u> (3) <u>削除(個別事業25へ)</u> (4) <u>削除(個別事業20へ)</u>	
27 適正処理困難物等の処理促進 (1) 適正処理困難物等の処理促進 (2) 資源化品目の拡大等、収集体制の変更による新浜リサイクルセンターの更新に併せた処理品目の検討	27 適正処理困難物等の処理促進 (1) 適正処理困難物等の処理促進 (2) 資源化品目の拡大等、収集体制の変更による新浜リサイクルセンターの更新に併せた処理品目の検討	